

決 裁	委員長	職務代理	委 員	委 員	6 杉選第 344 号 議事録案です。 訂正があれば、指摘をお願いします。 確定した内容は、区公式 HP へ掲載します。

令和 7 年第 11 回選挙管理委員会定例会会議録				
開催日時	令和 7 年 3 月 19 日（水）		午前 11 時 00 分から	
			午前 11 時 30 分まで	
出席者	委 員	今井委員長、与島委員長職務代理、島田委員、小井委員		
	事務局	石田局長、増田次長、高野法規担当係長、清水主査		
開催場所		選挙管理委員会室	傍聴人	無
会議の結果 及び 主な発言	議 案 等			結果
	議案 第 6 号	令和 7 年執行予定の東京都議会議員選挙及び参議院議員選挙 におけるポスター掲示場の総数減少について		決定
	議案 第 7 号	杉並区選挙管理委員会特定個人情報取扱規程の一部改正に ついて		決定
	その他	日程確認		—
委員長	これから令和 7 年第 11 回の定例会を開催します。			
	＜令和 7 年執行予定の東京都議会議員選挙及び参議院議員選挙におけるポスター 掲示場の総数減少について＞			
委員長	議案第 6 号について事務局から説明をお願いします。			
局長	令和 7 年執行予定の東京都議会議員選挙及び参議院議員選挙におけるポスター 掲示場の総数減少について説明します。東京都議会議員選挙及び参議院選挙を 執行するに当り、第 67 投票区についても公職選挙法第 144 条の 2 第 2 項及び第 9 項に規定されている数(7 箇所)のポスター掲示場を設置しなければなりません が、本投票区は練馬区と杉並区の区境に建っている大規模マンションで杉並区 側の敷地面積が、議案書の記載のとおり狭小で法定数の設置が不可能です。よ って、公職選挙法第 144 条の 2 第 2 項、第 9 項及び東京都議会議員の選挙にお けるポスター掲示場に関する条例第 2 条に規定されている減数協議を東京都選 挙管理委員会と行い設置数を 2 箇所といたします。設置個所等の詳細は別添資 料をご覧ください。説明は以上です。			
委員長	質問はありますか。			
委員長 職務代理	大規模マンションの出入口が杉並区なので、マンション全体の住居表示が杉 並区となり、マンションの有権者全てが杉並区の選挙人名簿に掲載されるとい うことですね。			
局長	その通りです。			
委員長	他に質問はありますか。無いようでしたら決定でよろしいでしょうか。			
一同	異議なし。			
	＜杉並区選挙管理委員会特定個人情報取扱規程の一部改正について＞			
委員長	議案第 7 号について事務局から説明をお願いします。			

局長	杉並区選挙管理委員会特定個人情報取扱規程の一部改正について説明します。令和6年6月7日に、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の一部改正があり、特定個人情報を規定する条項等が変わりました。杉並区選挙管理委員会特定個人情報取扱規程第1条において同法律を準用しているので改正を行う必要があります。改正文案は別紙1の告示文のとおりです。新旧対照表は別紙2のとおりです。参考に資料1の番号利用法の条文（変更箇所）及び資料2杉並区特定個人情報取扱規程新旧対照表を添付しました。なお、番号利用法第2条第8項から第9項となった経緯を簡単に説明いたします。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部改正を受け、利用番号法第2条第8項にカード代替電磁記録に関する項目に変更されました。この変更の大きな目的はマイナンバーカードには身分証明書としての機能（氏名、生年月日、住所、性別、マイナンバー、顔写真）があり、これをスマートフォンに搭載し同機で本人確認ができるようにするためです。改正に伴う施行日は令和7年4月1日となっています。本委員会で決定後、別紙1告示文を直ちに告示します。説明は以上です。
委員長	質問はありますか。
島田委員	単純な項のずれに伴う修正ですね。
局長	その通りです。
委員長	他に質問はありますか。無いようでしたら決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
	＜日程確認＞
委員長	その他の説明をお願いします。
局長	4月から新年度に入りますので、定例会の予定とそれ以外の会議等について連絡します。まず、4月の定例会は2日、9日、15日、24日となっており、開催時間は記載のとおりです。定例会以外の会議は4月15日の特選連役員会及び委員長会等記載のとおりです。なお、15日の特選連役員会及び委員長会、17日の委員長会議は委員長と事務局長のみの出席となります。説明は以上です。
委員長	何か質問はありますか。無いようでしたら第11回の定例会を終了します。

回 議	局 長	次 長	主 査	作成者	第11回定例会 令和7年3月19日
					会議録（案）を回議します。訂正があれば、指摘願います。 確定後は区公式HPへ掲載します。